



公共の場に掲出される屋外広告物は、安全であることが重要です。それに加えて、美しさが維持されることも大切です。

企画段階の素材選びから設置後の点検、検査に至るまで、維持管理に対する配慮も忘れないようにしましょう。

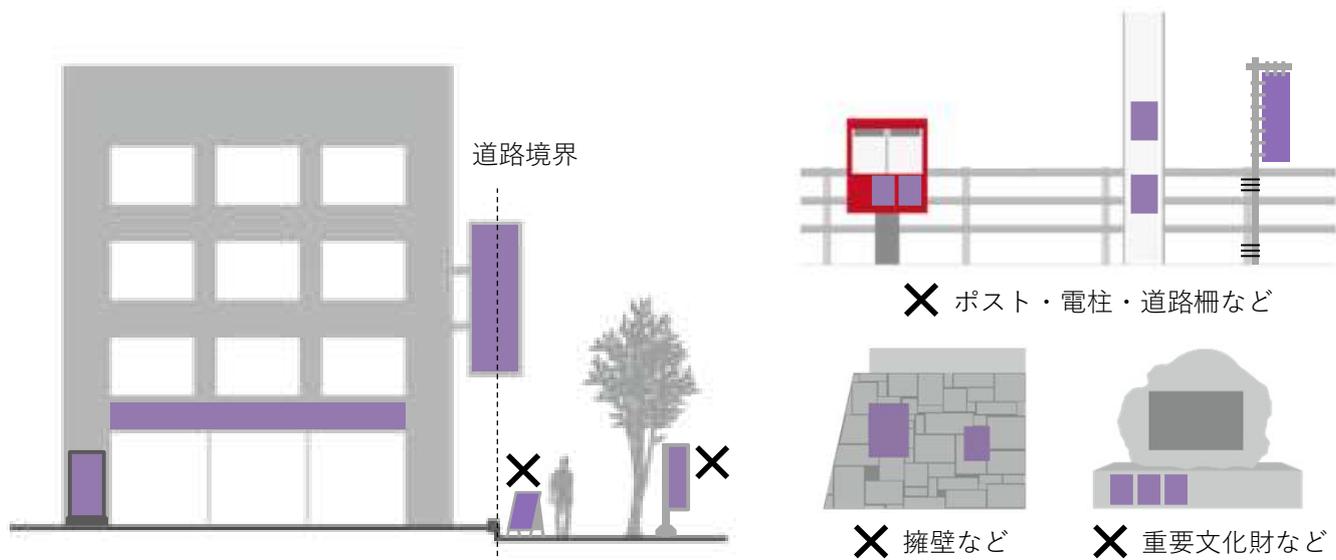
- 1 安心できる企画・設計
- 2 安全管理
- 3 良好な景観の維持

1 安心できる企画・設計

地域の特性に応じた規制以外にも、守っていただくルールがあります。違法な表示にならないよう、法令等を調べるとともに、維持管理しやすい素材を選ぶなど、屋外広告物の企画段階から、安心・安全面の検討をしましょう。

ルールを守りましょう

屋外広告物は、京都市屋外広告物等に関する条例以外にも、様々な法令で制限が規定されています。関係法令を遵守して、社会的に責任のある企画・設計を行ってください。



- 敷地外の道路上空を占有する場合は、許可が必要です。
- 広告スタンドやのぼり等の路上設置はできません。

- 禁止物件には設置できません。
- ※法に基づき表示可能な場合もあります。

関係法令*	目的	内容
道路法 (道路占用許可)	道路空間の効率的かつ安全な活用	道路の上空に設置する看板・日除けなどの許可の基準等
道路法、道路交通法 (道路上の違反占有)	安全で快適な交通環境を確保	道路上の違反占有物件（立て看板、置き看板等）の是正指導
建築基準法 (工作物確認申請)	建築物に設置する工作物の安全性の確保	高さ4m超の広告物等が、構造上安全に支障がないことの確認
建築基準法 (防火地域内の規制)	建物が密集する市街地での火災の発生と延焼の防止	高さ3m超の広告物等の主要部材が、不燃材料としているか等を確認
刑法、軽犯罪法、京都府青少年の健全な育成に関する条例	社会環境の整備、青少年の保護と健全な育成	わいせつ内容、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある内容等の表示を規制
騒音規制法、振動規制法、京都府環境を守り育てる条例	大気汚染、騒音、振動等の発生防止	拡声器騒音の規制、深夜営業の音量制限、特定施設からの騒音規制

* 主な関係法令を掲載しており、この他にも関係法令等があります。

危険性のある広告物は避けましょう

歩行者や自転車、緊急車両等の安全な通行を妨げないよう、周囲環境に配慮して、屋外広告物を設置するようにしてください。



✕ 交通標識と混同する



✕ 車両からの視界を妨げる



✕ 信号機が見えにくい

耐久性のある素材や点検しやすいものを使用しましょう

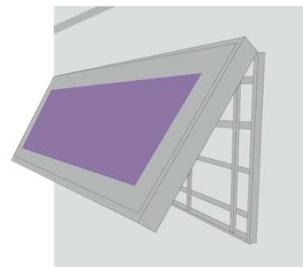
屋外広告物は、風雨、直射日光、ばい煙・排ガス等にさらされることを前提に、錆や腐食に強く、耐久性のある素材や、設置場所に応じた燃えにくい材料を企画時から検討してください。また、日常的に点検しやすい設計や設置にするよう検討してください。



○ 耐久性や耐候性の高い素材



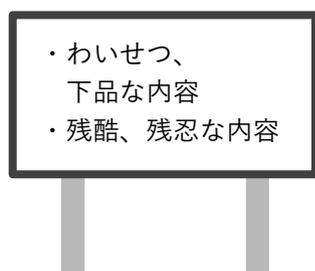
○ 不燃材料や防火製品



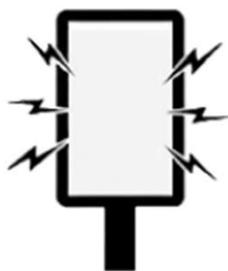
○ 点検しやすい構造

周囲環境に配慮しましょう

公序良俗に反するものや公衆に不快感や不安を与える内容を避けることは当然ですが、周辺住宅地等に配慮して、特に夜間は照明の明るさを調整したり、消音するようにしてください。



✕ 記載内容が不適切



✕ 過度な音量を出す



✕ 過度にまぶしい

2 安全管理

条例※では、破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがある広告物を禁止しています。万が一、落下事故等が起きれば、責任を問われるだけでなく、これまで積み上げてきた会社やお店の評判までもが台無しになってしまいます。適切な点検を行い、「万が一」を未然に防ぎましょう。

屋外広告物の落下事故が多発しています！

時期	場所	事故内容等
平成27年2月	札幌市	・飲食店の外壁にある看板の一部が落下 → 歩行者の頭部にあたり意識不明の重体
平成30年4月	東京都文京区	・湯島聖堂の木製案内板が強風で倒れた → 歩行者が案内板の下敷きになり重傷

- 看板事故がおこると、**管理者責任**が問われます。
- **人的被害**がおこると、取り返しのつかない状況を招くおそれがあります。
- **賠償責任**だけでなく、**企業等の大幅なイメージダウン**にもつながります。



安全のための「見える化」と「しくみ化」

屋外広告物を安全に設置するために、以下のような「見える化」や「しくみ化」を進めましょう。

- ①計画化 点検内容と日程を明確にし、事前に長期的な予定を立てて具体化します。
- ②予算化 有資格者点検など、費用が発生します。予算を確保することで計画を実行できます。
- ③組織化 どのような体制で維持管理を実行するのか、責任の明確化が必要です。
- ④記録化 実行した管理業務を記録し変化を見ることで、継続的な安全維持につながります。



※京都市屋外広告物等に関する条例 第4条 第2号

定期的な日常点検が重要です

異変に対する早期発見・早期対応のためには、目視点検等による日常のセルフチェックが重要です。特に、台風や地震など自然災害が発生した場合には、速やかに自主点検を実施しましょう。危険な兆候を見付けた際には、立ち入り禁止の処置を行ったうえで、専門業者に連絡しましょう。

3年以内ごとに安全点検を行いましょう

専門業者に依頼することで、日常点検では把握できない詳細な点検を行うことができます。高い位置にある広告物等、有資格者点検が必要な場合もあります。安全点検の結果を、写真や資料等を提示して分かりやすく説明してくれる専門業者を選びましょう。

看板の法定耐用年数は、看板の種類によっても異なりますが、金属製以外の場合には10年と定められています。設置後10年以上経過している場合には、専門業者に相談して標準点検や詳細点検を行うことをお勧めします。

点検のポイント

危険な兆候を見付ける



取付部のひび割れ



接合部のぐらつき



内部の腐食



振れ止め棒の脱落

安全を維持する



基礎部



取付部



本体



照明装置

許可更新手続時にしっかり安全点検をしましょう

京都市では、屋外広告物の表示者・設置者・管理者に加えて、所有者・占有者についても、「全ての屋外広告物」を管理・点検する義務があります。許可手続の必要がない看板でも、定期的な安全点検が必要です。

3年ごとの更新手続時には、「屋外広告物等点検報告書」の提出が必要になります！点検報告書に基づいた安全点検を行い、安全性をしっかりと確認しましょう。

また、一部の屋外広告物は、専門知識を有するものによる点検（有資格者点検）が必要です。

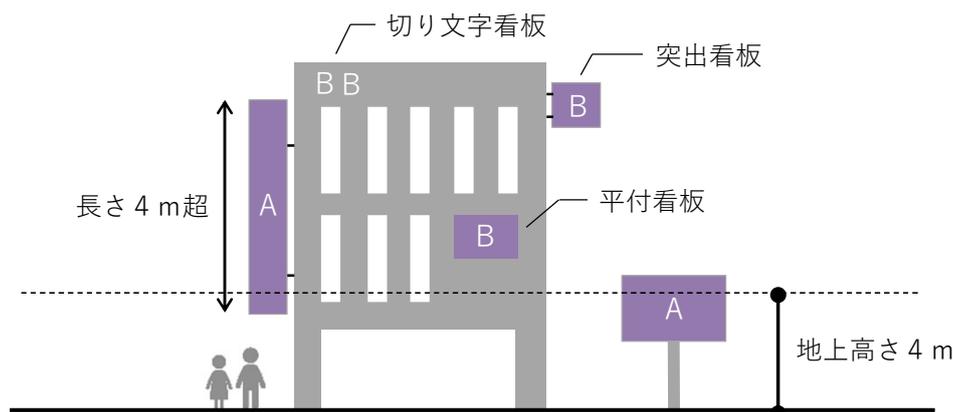
京都市 広告物 安全点検



有資格者点検が必要な屋外広告物

以下の屋外広告物は、有資格者による定期点検が義務づけられています。

- A 広告物の上下の長さ4 m超（建築基準法上の工作物確認が必要なもの）
- B 地上から上端までの設置高さ4 m超 かつ 更新許可期間中に設置後9年経過するもの



屋外広告物の設置等は、京都市の **屋外広告業登録業者** へご依頼ください。

京都市に**登録した屋外広告業者***のみ、京都市内で屋外広告物の設置工事等を行えます。事故防止のため、安全点検は屋外広告業者等の専門知識を有する方による実施が安心です。

京都市 屋外広告業登録



京都府内に事業所を有する看板業者の組合である「京都府広告美術協同組合」でも、設置工事や安全点検について相談に応じています。

京の看板プロ



※京都市登録の屋外広告業者は、京都市ホームページや窓口で確認できます。

3 良好な景観の維持

品格のある都市景観を維持するためには、安全維持の点検だけではなく、美しさを維持するための点検も重要なポイントです。構造上問題がなく、危険を伴わないとしても、定期的なメンテナンスを心がけましょう。

都市景観に悪影響を及ぼすものの表示は禁止

条例※では、公衆に危害を及ぼすおそれがあるもののほか、「汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすもの」を表示し、又は設置することを禁止しています。日常的な点検で美しさを維持するようにしてください。

景観を維持する点検



錆・退色・はがれ



骨組み放置



塗装劣化・白地劣化



たわみ・変形・隙間

定期的な現状確認と情報更新を行いましょ

店舗の移転や廃業等、古くなった情報の広告物は、まちの印象を損ない、景観にとってマイナスとなります。様々な変化に合わせて不要な広告物は撤去する、情報を更新するなど、定期的なメンテナンスを行ってください。



✕ 廃業後の広告物や古くなった情報の広告物が放置されている。

本章に掲載している写真の引用元

- ・「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」（国土交通省）
- ・「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国土交通省）

※ 京都市屋外広告物等に関する条例 第4条

